

○総務省告示第二百四十四号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十三条第一項及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、平成十三年総務省告示第二百四十三号（電気通信事業法第三十三条第一項及び電気通信事業法施行規則第二十三条の二第一項の規定に基づき電気通信設備を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和七年七月一日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	
次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの並びに第三号への設備であつて、東京都においてN T T西日本株式会社が設置するもの及び大阪府においてN T T東日本株式会社が設置するもの 「一〇七 略」	
別 表	
区域	電気通信事業者
北海道	N T T東日本株式会社
青森県	N T T東日本株式会社
岩手県	N T T東日本株式会社
宮城県	N T T東日本株式会社
秋田県	N T T東日本株式会社
山形県	N T T東日本株式会社
福島県	N T T東日本株式会社
茨城県	N T T東日本株式会社
栃木県	N T T東日本株式会社
群馬県	N T T東日本株式会社
埼玉県	N T T東日本株式会社
千葉県	N T T東日本株式会社
東京都	N T T東日本株式会社
神奈川県の一部に静岡県熱海市泉の一部及び裾野市茶畑の一部の区域を併せた区域	N T T東日本株式会社
新潟県	N T T東日本株式会社
富山県の一部のうち中新川郡立山町芦峰寺ブナ坂外の一部の区域を除く区域	N T T西日本株式会社
石川県	N T T西日本株式会社
福井県	N T T西日本株式会社
山梨県	N T T東日本株式会社
長野県の一部のうち木曽郡南木曽町（吾妻の一部及び田立に限る。）の区域を除く区域に富山県中新川郡立山町芦峰寺ブナ坂外の一部の区域を併せた区域	N T T東日本株式会社
岐阜県の一部に長野県木曽郡南木曽町（吾妻の一部及び田立に限る。）の区域を併せ	N T T西日本株式会社

改 正 前	
次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの並びに第三号への設備であつて、東京都において西日本電信電話株式会社が設置するもの及び大阪府において東日本電信電話株式会社が設置するもの 「一〇七 同上」	
別 表	
区域	電気通信事業者
北海道	東日本電信電話株式会社
青森県	東日本電信電話株式会社
岩手県	東日本電信電話株式会社
宮城県	東日本電信電話株式会社
秋田県	東日本電信電話株式会社
山形県	東日本電信電話株式会社
福島県	東日本電信電話株式会社
茨城県	東日本電信電話株式会社
栃木県	東日本電信電話株式会社
群馬県	東日本電信電話株式会社
埼玉県	東日本電信電話株式会社
千葉県	東日本電信電話株式会社
東京都	東日本電信電話株式会社
神奈川県の一部に静岡県熱海市泉の一部及び裾野市茶畑の一部の区域を併せた区域	東日本電信電話株式会社
新潟県	東日本電信電話株式会社
富山県の一部のうち中新川郡立山町芦峰寺ブナ坂外の一部の区域を除く区域	西日本電信電話株式会社
石川県	西日本電信電話株式会社
福井県	西日本電信電話株式会社
山梨県	東日本電信電話株式会社
長野県の一部のうち木曽郡南木曽町（吾妻の一部及び田立に限る。）の区域を除く区域に富山県中新川郡立山町芦峰寺ブナ坂外の一部の区域を併せた区域	東日本電信電話株式会社
岐阜県の一部に長野県木曽郡南木曽町（吾妻の一部及び田立に限る。）の区域を併せ	西日本電信電話株式会社

た区域	
静岡県 の区域のうち熱海市泉の一部及び裾野市茶畑の一部の区域を除く区域	N T T 西日本株式会社
愛知県	N T T 西日本株式会社
三重県	N T T 西日本株式会社
滋賀県	N T T 西日本株式会社
京都府	N T T 西日本株式会社
大阪府	N T T 西日本株式会社
兵庫県	N T T 西日本株式会社
奈良県	N T T 西日本株式会社
和歌山県	N T T 西日本株式会社
鳥取県	N T T 西日本株式会社
島根県	N T T 西日本株式会社
岡山県	N T T 西日本株式会社
広島県	N T T 西日本株式会社
山口県	N T T 西日本株式会社
徳島県	N T T 西日本株式会社
香川県	N T T 西日本株式会社
愛媛県	N T T 西日本株式会社
高知県	N T T 西日本株式会社
福岡県	N T T 西日本株式会社
佐賀県	N T T 西日本株式会社
長崎県	N T T 西日本株式会社
熊本県	N T T 西日本株式会社
大分県	N T T 西日本株式会社
宮崎県	N T T 西日本株式会社
鹿児島県	N T T 西日本株式会社
沖縄県	N T T 西日本株式会社

た区域	
静岡県 の区域のうち熱海市泉の一部及び裾野市茶畑の一部の区域を除く区域	西日本電信電話株式会社
愛知県	西日本電信電話株式会社
三重県	西日本電信電話株式会社
滋賀県	西日本電信電話株式会社
京都府	西日本電信電話株式会社
大阪府	西日本電信電話株式会社
兵庫県	西日本電信電話株式会社
奈良県	西日本電信電話株式会社
和歌山県	西日本電信電話株式会社
鳥取県	西日本電信電話株式会社
島根県	西日本電信電話株式会社
岡山県	西日本電信電話株式会社
広島県	西日本電信電話株式会社
山口県	西日本電信電話株式会社
徳島県	西日本電信電話株式会社
香川県	西日本電信電話株式会社
愛媛県	西日本電信電話株式会社
高知県	西日本電信電話株式会社
福岡県	西日本電信電話株式会社
佐賀県	西日本電信電話株式会社
長崎県	西日本電信電話株式会社
熊本県	西日本電信電話株式会社
大分県	西日本電信電話株式会社
宮崎県	西日本電信電話株式会社
鹿児島県	西日本電信電話株式会社
沖縄県	西日本電信電話株式会社

備考 表中の「 」の記載は注記である。